

消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられている急速充電設備の基準

犬山市火災予防条例（昭和 37 年条例第 13 号。以下「条例」という。）第 11 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく急速充電設備について、消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられている急速充電設備を次のとおり定める。

- 1 消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられている急速充電設備は、次に掲げる（1）から（5）までを満たすものとする。
 - （1）筐体は、不燃の金属材料で厚さがステンレス鋼板で 2.0 ミリメートル以上、または鋼板で 2.3 ミリメートル以上であること。
 - （2）安全装置（漏電遮断器）が設置されていること。
 - （3）筐体の体積 1 立方メートルに対する内蔵可燃物量（電装基板等の可燃物の量）が約 122 キログラム以下であること。
 - （4）蓄電池が内蔵されていないこと。
 - （5）太陽光発電設備が接続されていないこと。
- 2 消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられている急速充電設備に係る審査を行う場合は、様式 1 を提出させ審査すること。

附 則

- 1 この基準は令和 6 年 1 月 4 日から施行する。